

令和4年長浜市農業委員会8月定例総会会議録

令和4年8月10日の午後1時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月支所、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（17人）

会長 13番 角田 功

会長職務代理者 5番 將亦 富士夫

委員	3番	家倉 和行	4番	多賀 正和
	6番	森川 ゆり	7番	廣部 重嗣
	8番	森 勘十	9番	橋本 治太郎
	10番	村方 義昭	11番	伊藤 泰子
	12番	尚永 稔	15番	大塚 高司
	16番	阿辻 康博	17番	小畑 義彦
	18番	池田 美由紀	19番	二矢 秀雄
	20番	西橋 絹子		

2. 会議に欠席した委員

1番	八若 和美	2番	中川 半弥
14番	北川富美子		

3. 会議に出席した職員

局長 今莊 和則、次長 宮本 安信、副参事 西尾 教則
副参事 近藤 英昭、主幹 後藤 昭一

4. 議案等

報告	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報 告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
議案第81号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第82号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第83号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第84号	土地改良事業参加資格交代承認について
議案第85号	農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について

5. 議事録署名委員

16番 阿辻 康博 19番 二矢 秀雄

午後1時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会、令和4年8月定例総会を開催させていただきます。春に植えた稲も順調に稲穂が出始め、先月の定例総会には記録的な梅雨明けの速さで雨不足の心配をしていましたが、その後、戻り梅雨と言われ、天気も不安定で適度に雨が降り今年には災害もなく秋が向かえられるかなと思っていた矢先、4日に降り始めた豪雨は5日午前6時半までの1時間で約90ミリの猛烈な雨を観測し、午前9時ごろ高時川が川合付近で越水し、余呉、木之本地区6集落で32件が床上、床下の被害が出ました。農地においても土砂が圃場に流入したり、田畑が水につかった個所も多く現在、農業振興課や森林田園整備課において被害調査が行われています。どの地域からも、今までに経験したことのない水の量や増水するスピードが速いことをお話しされていました。滋賀県は災害が少ない、今までよそ事のような感覚でしたが、身近な地域が災害にあった状況を見て改めてどこでも発生するということを思い知らされました。今回、災害にあわれた皆様方に改めてお見舞い申し上げ、一日も早い復旧を心よりお祈りいたします。

それでは、本日の定例総会につきましては、委員総数20名の内17名と過半数以上の出席があり、農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定による会議の成立をご報告いたします。

(事務局)

それでは、報告と本日の会議次第について説明いたします。まず報告ですが、7月19日、常設審議委員会が大津市で開催されましたので、会長に出席していただきました。なお、当委員会からの諮問案件はありませんでしたので、職員は出席しておりません。

続きまして、今月の審議事項につきましては3条申請が4件、4条申請が2件、5条申請が5

件と、土地改良事業参加資格交代承認、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、その他、各種届出等の報告がございます。なお、農地転用に係る案件につきましては、去る8月3日に当番委員、8番の森勘十委員、9番の橋本治太郎委員に現地調査をしていただいておりますので、後ほど説明をお願いいたします。また、各案件につきましては、農地等調査委員会の当番委員協議を経て、提出しております。事務局からの各議案の説明にあたりましては、個人情報にあたる部分の説明は除かせていただきますので、ご了解ください。また、質問等をしていただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき、個人情報にもご留意いただいたうえで、ご発言いただきますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。議事進行については、会長よろしくお願いたします。

(会長)

皆様方におきましては、農作業が大変な時期です。日中は、気温が35、36度といったところまで上がります。涼しい所においても熱中症は起こるとのことなので、どうか一つ、十分な休息を取っていただいて、作業をしていただきますようお願いいたします。後ほど、二矢委員よりお話をお聞きする予定をしておりますが、私も高時川へ行きました。水の流れを見ていて、本当に吸い込まれそうな感覚になった。また、余呉町、木之本町の一部に水害をお聞きしておりますが、びわ町の難波橋付近では田畑に影響はなかったとお聞きしております。この雨がさらに続き、秋田や青森などに低気圧が停滞して、線状降水帯の影響で続くことになると、お住まいの方々の心情を思うと大変なことだと心が痛みます。まだまだ、雨が20日以降も続くとお聞きしますので、大変なことだと思います。それから、農業委員、農地最適化推進委員の保険を、10月1日から全員、加入することになりました。皆様の活動中、災害があった場合は、報告していただきたいと思っております。

本日の欠席通告欠席委員の報告、1番の八若和美委員、2番の中川半弥委員、14番の北川富美子委員の欠席通告をいただいております。

本日の議事録署名委員報告、16番の阿辻康博委員、19番の二矢秀雄委員、両委員よろしくお願いたします。

それでは、会議にはいります。議事が円滑に進行できますよう、委員の皆さま方のご協力をよろしくお願いたします。

まず、報告事項について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転届出について、令和4年8月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は2件の届出がありました。届出地は都市計画法に規定されている市街化区域で、住

宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところでは、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分の上、受理通知書を発行しておりますので、報告します。

なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、田村町地先、畑1筆、555㎡を宅地に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の北に位置します。周囲の状況は、東は道路、西と南と北は宅地です。

番号2、土地の表示、勝町地先、田3筆、合計737㎡共同住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は田、西は道路、南は宅地、北は届出者所有田です。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、令和4年8月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月は4件の届出がありました。届出地は都市計画法に規定されている市街化区域で、宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところでは、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第6条により専決処分の上、受理通知書を発行しておりますので、報告します。

なお、位置図についてはスクリーンに表示しますので、ご確認ください。

番号1、土地の表示、神照町地先、畑1筆、72㎡を交換により駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東と西は宅地、南は道路、北は水路です。

番号2、土地の表示、列見町地先、田1筆、317㎡を売買により共同住宅に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東は鉄道敷地、西と南は宅地、北は宅地と田です。

番号3、土地の表示、神照町地先、田3筆、890㎡、畑8筆、1,114㎡、合計2004㎡を売買により資材置場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の西に位置します。周囲の状況は、東側は、東は宅地、西は譲渡人所有畑、南は里道、北は里道です。他にもう一ヶ所、西側にございまして、東は譲渡人所有田、畑、西は里道、宅地、南は宅地、西は里道です。

番号4、土地の表示、新庄寺町地先、田1筆、66㎡を売買により駐車場に転用したい旨の届出がありました。届出地は集落の南西に位置します。周囲の状況は、東は宅地、西と南は里道、北は宅地です。

続きまして、農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について、令和4年8月10日、長浜市農業委員会会長名。

今月、農業委員会宛て計5筆の解約の通知がありましたので、概要について報告させていただきます。内訳は、田5筆、10,678㎡の解約です。番号1から番号4は相対による利用権の

解約で、耕作目的による解約でございます。番号5は、農地中間管理事業による利用権の解約で耕作者変更を行うため解約するものです。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(会長)

ただいま報告のありました3件について、ご質問がありましたら、発言ください。

(会長)

ございませんか、ないようですので議案審議に移ります。

(会長)

まず、議案第81号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第81号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。令和4年8月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

今月は3条申請が4件ございました。農地法施行規則に定める必要な記載事項及び必要書類に不備はありませんでしたので、受け付けております。議案書の番号どおり順を追ってご説明いたします。

番号1、土地の表示、木之本町黒田地先、田2筆、503㎡を賃貸借にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地確認をしたところ、2筆ともハウス内で野菜の栽培をされている様子でした。本案件は6月定例総会でご議決いただきました、空き家に付随する農地等の案件でございます。

番号2、土地の表示、余呉町下余呉地先、畑1筆、373㎡を売買にて取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地を確認したところ不耕作地でしたが、容易に耕作が再開できる状態でした。譲渡人は高齢で申請地の管理が出来ないため、申請地集落に居住し耕作可能な譲受人と売買の話がまとまり申請されたものです。

番号3、土地の表示、大井町地先、田1筆、890㎡、畑2筆、227㎡を売買にて取得されるものです。申請地は青地の田と白地の畑で、現地を確認したところ、水稻と野菜が作付けされていました。譲渡人は申請地を管理できないため、申請地集落に居住し耕作可能な譲受人と売買の話がまとまり申請されたものです。

番号4、土地の表示、室町地先、畑2筆、185㎡を使用貸借にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地を確認したところ、野菜が作付けされていました。本案件は7月定例総会でご議決いただきました、空き家に付随する農地等の案件でございます。

以上、番号1から4につきましては、お手元に配布いたしております許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得する農地を効率的に利用すること、必要な

農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わり、及び申請地の利用計画から特段の問題はなく、議案書にもありませんとおり、本農業委員会の定める下限面積要件を満たしていることから、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第81号かかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第81号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

他にご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。17番の小畑義彦委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

ありがとうございます。それでは、対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

議案第81号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますので申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第82号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第82号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和4年8月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第82号につきましては、今月の締切までに2件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に、こめじるしがついております案件につきましては、さる7月21日に、農地等調査委員会の将亦委員長、1番の八若和美委員、14番の北川富美子委員と協議をし、提出している案件です。現地調査につきましては、令和4年8月3日に8番の森勘十委員、9番の橋本治太郎委員にお願いし、行っております。結果については、各当番委員よりご報告いただきます。

す。よろしく申し上げます。

(事務局)

申請番号1、八島町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の北側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、営農型太陽光発電施設の設置は例外的に許可できることから、許可相当と判断しました。

地元自治会及び隣接地権者の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、森委員さんよりご報告をいただきます。

(森委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、八島町地先、畑、1353㎡の内0.71㎡、転用目的を営農型太陽光発電施設とした一時転用の更新申請です。周囲の状況は、東は農地、西は農地、南は道路、北は農地です。

写真をご覧ください。申請地は太陽光発電パネルの下で、現在、じゃがいもの作付を行っておられますが、国の指針において荒廃農地の解消に繋がる営農型太陽光発電施設を設置する場合には、遊休農地に該当するような事態にならないければ営農が適切に継続されていると判断するとの基準が示されており、また、営農型太陽光発電施設の営農への影響見込みについて、特段の不都合な点はないとの専門家からの意見書も提出いただいております。今後も営農が適切に継続いただけると判断できるため、営農型太陽光発電施設に伴う一時転用の更新について、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、八木浜町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。本案件の詳細につきましては、橋本委員よりご報告をいただきます。

(橋本委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、八木浜町地先、畑、20㎡、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地、南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。申請地は造成されております。これは昭和49年頃に申請人の先代が住宅を建設され、現在に至っております。

今回、申請人が当該地及び住宅の売却を検討しており、その準備のために登記簿を確認したところ、地目が農地であることが判明したため申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排出されており、また、隣接農地もないことから、農地へ影響はないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第82号について、ご意見、ご質問を求めます。
ございませんか。

(廣部委員)

番号1についてお聞きします。今回、1353㎡の内0.71㎡が更新されるのですか。

(事務局)

お答します。今回は支柱の面積のみとなりますので、1353㎡の内0.71㎡となります。

(会長)

私からもお聞きします。営農型というのは、毎年、集計をして、報告があると思いますが、それは3年間クリアされておられるのですか。

(事務局)

お答えします。毎年、報告をいただいております。収量については若干、減ってはおりますが、国の通知では、荒廃農地を解消するような営農型の部分については荒廃農地にならないよう通常の農業をいただいている分については、概ね許可ができるだろうという基準が示されております。今回、元々は荒廃農地でしたので、それを解消していただいている事になります。現地確認では、草刈りなど適正に管理されているとお聞きしております。

(会長)

わかりました。他はございませんか。

(森川委員)

番号1についてお聞きします。こちらの一時転用というのは、太陽光システムを取り払われた時のための一時転用ということですか。

(事務局)

お答えします。転用期間は太陽光発電を行っていただく前提で、もし仮に、途中でやめ

るという事態になったときには、転用は終了したものとして農地として戻してもらおうことになります。

(森川委員)

分かりました。

(会長)

他にございませんか。ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第82号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第83号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第83号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。令和4年8月10日、長浜市農業委員会会長名。

議案第83号につきましては、今月の締切までに5件の申請がありました。書類審査のうえ受付を行っております。農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に、こめじるしがついていますが案件につきましては、先の議案第82号と同様に農地等調査委員会の当番委員さんと協議し、提出している案件です。

現地調査につきましても、先の議案と同様に当番の委員にお願いし、行っております。結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。よろしく申し上げます。

(事務局)

申請番号1、湖北町速水地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の東側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせるときは許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られていることから、受付いたしております。本案件の詳細につきましては、森委員よりご報告いただきます。

(森委員)

番号1について報告します。航空写真をご覧ください。番号1は土地の表示、湖北町速水地先、畑、364㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は雑種地、南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。今回、譲受人が湖北町周辺で資材置場の場所を探していたところ、譲渡人から土地を譲っていただく話がまとまり、申請されています。現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排出する計画となっており、隣接に農地がなく、農地に影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、湖北町津里地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の中ごろに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会及び隣接農地所有者からの同意を得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、橋本委員さんよりご報告をいただきます。

(橋本委員)

番号2について報告します。航空写真をご覧ください。番号2は土地の表示、湖北町津里地先、畑、246㎡、契約内容は寄付で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は里道、西は宅地、南は宅地、北は農地です。

写真をご覧ください。譲受人が申請地の南にある寺の駐車場として整備したい計画を立て、譲渡人から土地を寄付いただく話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、自然浸透で排出できるようになっており、隣接農地に影響を及ぼす恐れがないと判断できるため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、湖北町海老江地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha以上の農地であり、第1種農地と判断しております。第1種農地においては、原則、転用を許可できない農地ですが、既存施設の拡張は例外的に許可できることから、許可相当と判断しております。

地元自治会、隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、森委員さんよりご報告をいただきます。

(森委員)

番号3について報告します。航空写真をご覧ください。番号3は土地の表示、湖北町海老江地先、畑、390㎡、契約内容は売買で、転用目的を貸駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は農地、西は宅地、南は道路、北は道路です。

写真をご覧ください。譲受人は申請地の西側及び北側で会社経営をしており、このたび、会社施設の駐車場を拡張する計画を立て、譲渡人と話がまとまり、譲受人名義で土地を取得し、会社に賃貸する予定で申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、北側の道路側溝に排水する計画をされており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、大路町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、橋本委員さんよりご報告をいただきます。

(森委員)

番号4について報告します。航空写真をご覧ください。番号4は土地の表示、大路町地先、畑、570㎡、契約内容は使用貸借で、転用目的を一般住宅とした申請です。周囲の状況は東は農地、西は道路、南は宅地、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人は実家近くで住宅建設を計画し、父親名義の土地に住宅を建設計画がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、西側道路の側溝に排出する計画となっており、隣接農地に影響を及ぼす恐れもないと思われれます。また、一般の住宅の敷地面積よりやや大きい理由としては、平屋の一軒家を予定されており、通常の住宅より敷地面積が大きくなっているためであり、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、南小足町地先の案件です。スクリーンの地図をご覧ください。申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。本案件の詳細につきましては、森委員さんよりご報告をいただきます。

(森委員)

番号5について報告します。航空写真をご覧ください。番号5は土地の表示、南小足町地先、田、238㎡、契約内容は売買で、転用目的を住宅敷地とした申請です。周囲の状況は、東は里道、西は道路、南は道路、北は宅地です。

写真をご覧ください。譲受人の先代が昭和63年に譲渡人の先代と賃貸借契約を交わし、店舗と駐車場を建設し、これまで営業されてきましたが、このたび、正式に売買の手続きを行おうとして、登記簿を確認したところ、地目が農地であったことが判明し、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、南側道路の側溝に排出されており、隣接に農地がなく、農地に影響を及ぼす恐れもないため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

(会長)

ただいま説明のありました議案第83号について、ご意見、ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第83号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、申請どおり許可することとします。

(会長)

次に、議案第84号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議案第84号、土地改良事業参加資格交替承認について、令和4年8月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

それでは、土地改良事業参加資格交替承認について説明させていただきます。資料、土地改良事業参加資格交替者一覧にございますように、今回、湖北土地改良区から申し出がありました1番から14番までの14件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借または使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

(会長)

ただいま説明のありました、議案第84号について、ご意見、ご質問を求めます。
ございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、裁決に移ります。

参与制限対象委員。対象は、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。6番の森川ゆり委員、17番の小畑義彦委員以外にはないと思われませんが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

(会長)

対象の委員は自席で採決にくわわらないこととします。

それでは、議案第84号、土地改良事業参加資格交替承認申請について、これを承認することを農業委員会の意見として決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成多数でありますので、承認することとし、申出人に通知することといたします。

(会長)

次に、議案第85号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第85号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積、下限面積の設定について、承認を求めます。令和4年8月10日提出、長浜市農業委員会会長名。

では、議案書に沿って説明いたします。本案件は、長浜市空き家に付随する農地等の別段面積取扱い要綱の規定により、下限面積を公告するためのものです。下限面積の設定については、農地法第3条第2項第5号に取得後の面積が都道府県では50アールですが、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、公示したときは、その面積と規定されており、今回、告示しようとするものです。今般告示を行う、設定を行う別段の面積については、新栄町地先、田1筆、寺師町地先、畑4筆、余呉町文室地先、畑2筆、石田町地先、田1筆、畑1筆、加田町地先、畑1筆について、別段の面積を0.1アールに規定するものです。

本案件については、新栄町地先、田1筆、石田町地先、田1筆、畑1筆は、令和4年4月1日の要綱改正により、追加された指定農地として申請されたものです。新栄町地先、田1筆について、さる7月15日に北川委員と事務局で現地調査を行った結果、耕作をされておりましたが、今後、遊休農地になるおそれがあることから、別段面積の告示を行っても問題ない

との意見をいただいております。寺師町地先、畑4筆について、さる5月18日に多賀委員と事務局で現地調査を行った結果、不耕作地でしたが、耕作再開が容易であることから、別段面積の告示を行っても問題ないとの意見をいただいております。余呉町文室地先の畑2筆について、さる7月20日に二矢委員と事務局で現地調査を行った結果、不耕作地でしたが、耕作再開が容易であることから、別段面積の告示を行っても問題ないとの意見をいただいております。石田町地先、田1筆、畑1筆について、さる7月19日に大塚委員と事務局で現地調査を行った結果、半分耕作されており、残り半分も不耕作地でしたが、耕作再開が容易であることから、別段面積の告示を行っても問題ないとの意見をいただいております。加田町地先の畑1筆について、さる7月19日に森委員と事務局で現地調査を行った結果、耕作をされておりましたが、今後、遊休農地になるおそれがあることから、別段面積の告示を行っても問題ないとの意見をいただいております。

また、全ての案件について7月21日、事前審査委員会の当番委員協議を行っていただいた結果も同様に問題なしと意見をいただいております。本総会にてご議決をいただいた後に、告示を行い別段の面積を設定した後に農地法第3条の申請へと進んでいく段取りとなっております。指定の解除を行う別段の面積については、対象の農地については、農地法第3条の許可の決定がありましたので解除するものです。

以上をもちまして、議案第85号にかかる事務局からの説明を終わります。

(会長)

ただいま説明のありました議案第85号について、ご意見、ご質問を求めます。

ございませんか。

(会長)

ご質問がないようでしたら、裁決に移ります。

議案第85号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積の設定について、提案どおり設定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。賛成全員でありますので、提案のとおり設定することとします。

(会長)

以上で、本日の議案審議を終了します。

(会長)

次に、報告及び連絡事項について、事務局から説明してください。

(事務局)

それでは、令和4年8月農業委員会報告及び協議事項について説明させていただきます。

1点目、各種証明といたしまして、こちらに表記しております証明書を発行させていただいております。

2点目、令和4年9月の農業委員会定例総会につきましては、令和4年9月12日、月曜日の午後1時30分になり、会場は高月支所、3階、3A会議室で予定しております。

3点目、令和4年9月の農地転用の現地調査につきましては、令和4年9月5日、月曜日の午前8時30分から市役所本庁舎2階の事務局で予定しております。担当委員さんは、10番の村方委員、11番の伊藤委員となっております。案内については、後日、通知させていただきます。よろしくお願いいたします。

4点目、令和4年8月の農地等調査委員会当番委員協議につきましては、令和4年8月22日、月曜日、午後1時30分から、本庁舎2階の事務局で予定しております。当番委員は、3番の家倉委員、6番の森川委員です。よろしくお願いいたします。

その他、連絡事項として、先月、7月11日に開催しました全員協議会で案内しました補償制度の加入につきまして、農業委員、農地最適化推進委員、全員加入となり、保険料は公費で負担させていただくことになりました。なお、補償内容としましては、A型、1口加入となります。補償期間としては、令和4年4月10日より1年間となります。よろしくお願いいたします。来年度以降も、予算計上をしていきたいと思っております。

最後になりますが、活動記録につきましては、お帰りの際に机の上に置いておいていただきますようお願いします。

(会長)

その他、委員の皆様方からご意見等はございませんか。

(会長)

それでは豪雨被害について、二矢委員より状況報告をお願いします。

(二矢委員)

先日の豪雨による高時川の氾濫ですが、高時川の源流が余呉町にあり、その高時川沿いがかかなり大きな被害を受けました。地元の農地利用最適化推進委員と話し、農地パトロール時の地図に浸水被害があったところを、印付けしました。私の住んでいる地域は大きな被害がなかったのですが、余呉町全体でいうとひどいものです。一番の源流といいますと、余呉高原スキー場があるところになり、中河内の集落では、田の被害はなかったのですが、スキー場に到るまでの道路の両脇にある沢が崩れ、いわゆる土石流が発生して、国道の至るところで土砂が流れ込んで寸断してしまっただ。集落内で家屋の倒壊はなかったのですが、集落の裏に流れている高時川の源流近くなので、下流の方ほど水量がないのでまだマシで、池が厚くなった。中河内地先に畑がたくさんあるのですが、それは低い所でもうほ

とんど土砂が入り込み、これはもう、全然ダメだろうというようなところですよ。そこから高時川沿いと申しますと、まずは菅並があり、上丹生、下丹生、それから木之本町大見へと続いております。菅並地先では、ほとんどの田はあんまり耕作されてなく、あまり被害がなかったのですが、そちらも大変な濁流が流れ、川沿いの道路の約1m50センチ幅の歩道が陥没してしまっている。また、川との間にあるフェンスが流木等で倒れているところがありそのまま下っていきますと、流木や倒木と一緒に流れてくる。その先、上丹生地先には橋があり、そちらにも流木が引っかかってしまっており、それがまた、道路の方に水があふれ出し、田に被害が出ている。下丹生では田がたくさんあるのですが、その半分ほどの田に泥水や流木が流れ込んだということでございます。もう半分ほど被害にあってない田がありますが、川沿いに動物誘導柵が設置してあり、流されたり、倒れたりしており、これも直さないと田が出来ない。上丹生、下丹生の川沿いの田では冠水してしまっている。そこで、そちらから木之本町大見に渡っていくのですが、結構、広い田がある。こちら川沿いのところでは、全部冠水してしまい困っている。被害に遭われた方たちにお話しを聞くと、田を諦めようか、と話されました。結構、頑丈な動物誘導柵を設置しておられたのですが、それが全てなぎ倒されており、現地を見ると、動物誘導柵がないのですから田の中にイノシシなどの足跡がついている状態でした。今回、被害がなかった田でも、おそらく獣害被害に遭うだろうという心配もされておられました。復旧させようにもどうしたものか、しばらく耕作はできないと半ば諦めという状況がでておりました。とにかく、枯れていない生の木が流れてきており、杉の木というのは根をはらないので、雨が降るとひっくり返ってしまいます。下流の方ではそういう流木が流れ着くもので、ひどい目に遭われたのだと思いました。今回、印付けをした地図を事務局へ渡したいと思っています。長浜市でもいろいろと調査をしているみたいです。大変な被害だったと思います。以上です。

(会長)

ありがとうございます。私からお聞きします。畑の被害はどうだったのでしょうか。

(二矢委員)

埋まってしまっている畑もあります。

(会長)

はい、わかりました。続けてお聞きします。摺墨地区はどうだったのでしょうか。

(二矢委員)

摺墨地区での被害はお聞きしておりません。

(会長)

はい、わかりました。大変な被害に遭われておられるのですね。

お話しいただき、ありがとうございます。

その他、委員の皆様方からご意見等はございませんか。

(会長)

ご意見等ないようでしたらこれで総会を終了いたします。ご苦勞様でした。
また、活動記録は机の上に置いて提出してください。

(閉会)